

聖籠町訓令第十号

聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成二十三年八月五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱

(設置)

第一条 聖籠町職員に対する人事評価制度（以下「人事評価制度」という。）の構築及び導入に関して必要な事項を検討するため、庁内に聖籠町人事評価制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 人事評価制度の原案を策定し、町長に提言すること。
- 二 人事評価制度に係る総合調整その他人事評価制度の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、副町長、教育長、総務課長、税務財政課長、納税対策室長、町民課長、保健福祉課長、生活環境課長、産業観光課長、ふるさと整備課長、東港振興室長、上下水道課長、学校教育課長、社会教育課長、農業委員会事務局長、会計室長及び議会事務局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、総務課長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会の会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第六条 委員会は、必要に応じ作業部会を設けることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、総務課が処理する。

(その他)

第九条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。